

家財処分等費用補助金

最大10万円

空家の家財道具等の処分費用を補助します！

基山町には、未だ有効活用されていない空家が多く存在しております。町内の空家の利活用を促進するために、基山町空家等情報登録制度（すまいるナビ）に登録した空家を対象に、家財道具の処分にかかる費用の一部を補助します。

●対象物件

すまいるナビに登録した空家

●対象者

すまいるナビに登録した空家の所有者等であって、補助金の交付を受けた日から引き続き2年以上すまいるナビに登録する意思がある者

●補助対象経費

- ・ゴミ処理手数料
 - ・特定家庭用機器リサイクル料金
 - ・家財の移設に要する経費
 - ・廃棄物処分業者に委託して家財を処分する場合における委託料
- ※家財道具等の処分は、処理対象物に必要な産業廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた法人、又は個人事業者が行うものとする。



●補助金額

- ・補助対象経費の2分の1以内の額。（上限10万円）
- ※1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

（例）家財道具等の処分費用が30万円の場合

$$30万円 \times 1/2 = 15万円$$

上限10万円なので、補助金額は10万円



●その他注意事項

- ・申請受付は予算の範囲内で先着順とする。
- ・補助金の交付は、補助対象の空家に対して1回限りとする。
- ・実績報告書は、家財道具等の処分が完了した日から30日以内又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出すること。
- ・家財道具等の運搬及び処分は、関係法令を守り適切に行うこと。



交付申請の流れ

補助金交付申請書類の提出

【添付資料】

- ・見積書の写し
- ・家財道具等の処分実施前の写真
- ・市町村税の滞納がないことを証する書類
- ・暴力団排除に係る誓約書

交付申請書類の審査

補助金の交付決定通知

家財道具等の処分の着手

家財道具等の処分の完了

実績報告書類の提出

【添付資料】

- ・家財道具等の処分経費の領収書の写し
- ・家財道具等の処分実施後の写真

実績報告書類の審査

補助金の確定 補助金の交付請求 補助金の支払い

基山町役場定住促進課

TEL：0942-92-7920

FAX：0942-92-0741